

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年5月30日

横浜市契約事務受任者  
みどり環境局長 鈴木 貴晶

1 契約の概要

恩田東部特別緑地保全地区緊急対応業務委託

2 履行（納品）場所

青葉区恩田町2881番1

3 契約日

令和7年5月15日

4 履行日又は履行期間

令和7年5月15日から令和7年8月29日まで

5 契約金額

1,000,000円（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：昇栄工業株式会社 代表取締役 水野 和美

所在地：横浜市港南区日野2-60-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

恩田東部特別緑地保全地区特別緑地保全地区に隣接する居住者より、住宅に面した当該特別緑地保全地区的法面が崩れ、土砂が流入しかけているとの連絡がありました。現場確認を行ったところ、法面がえぐられるように崩落しており、今後も崩落が続く可能性が高いと判断されました。整備工事までには期間があり、早急に応急的な法面崩落防止策を実施する必要から随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

法面の補修には特別な知識・技術が必要であり、一般的な造園施工業者では施工が難しく、経験が豊かで確実に施工が可能な相手先として選定しました。

9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課